

長 介 第 381 号  
令和 7 年 5 月 27 日

地域密着型サービス事業所の管理者 様  
居宅介護支援事業所の管理者 様  
介護予防支援事業所の管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

指定有効期間の定めに関する弾力的な運用の取り扱いについて（通知）

介護分野の文書に係る負担軽減を目的に、同一事業所で複数のサービスの指定等を受け、それぞれの指定有効期間が異なる場合、一方のサービスの指定更新申請時に、双方のサービスの指定有効期間を合わせて指定更新が行えるよう、下記のと通りの取り扱いとします。

記

- 1 指定有効期限を合わせることが可能なサービス
  - (1) 同一種別の「地域密着型サービス」と「地域密着型介護予防サービス」（実施済み）
  - (2) 「居宅介護支援」と「介護予防支援」
  - (3) 「（介護予防）認知症対応型共同生活介護」と「共用型（介護予防）認知症対応型通所介護」
- 2 弾力的な運用の取り扱いについて  
別添「指定の有効期間の定めに関する弾力的な運用の取り扱い」のとおり
- 3 適用年月日  
本通知の発出日から
- 4 その他
  - ・指定有効期間を合わせて、指定更新を希望する場合は、下記担当へ事前に相談ください。
  - ・指定更新申請書等は、国「電子申請届出システム」にて提出ください。

担 当：介護保険課 介護事業推進係  
電 話：0258-39-2245  
e-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp